

## 議案第34号

### 羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例

#### (設置)

第1条 羽生市立中学校の部活動（以下「部活動」という。）の地域展開に向けた課題に総合的に取り組むため、羽生市部活動地域展開検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 部活動の地域展開に関すること。
- (2) 部活動の地域展開に関する設備の使用に関すること。
- (3) 部活動の地域展開の指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) 部活動の地域展開の事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) 部活動の地域展開における団体の育成に関すること。
- (6) 部活動の地域展開に関する技術水準の向上に関すること。
- (7) 部活動の地域展開に関する事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域展開の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 検討委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内スポーツ団体の代表者
- (3) 市内文化団体の代表者
- (4) 市内各中学校長
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 検討委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例（昭和31年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
職名	区分	報酬の額	旅費の額	職名	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会 ～スポーツ 推進委員	(略)	(略)	(略)	教育委員会 ～スポーツ 推進委員	(略)	(略)	(略)
スポーツ推 進審議会委 員	日額	6,700 円		スポーツ推 進審議会委 員	日額	6,700 円	
羽生市部活 動地域展開 検討委員会 委員	日額	6,700 円					
民生委員推 薦会委員～ 羽生市男女 共同参画審 議会	(略)	(略)		民生委員推 薦会委員～ 羽生市男女 共同参画審 議会	(略)	(略)	
備考 (略)				備考 (略)			

令和8年7月2日提出

埼玉県羽生市長 斎藤 万紀子